

第1貯蔵から第2貯蔵へ、工場貯蔵から第2貯蔵へという配給ルートを通るのであるが、この間の配給手続に要する日数は現品の輸送に併行して帳簿・保転票・保転伝票等の書類上の手続が要求されるために、その遅速が適切な保有数量の問題を複雑にしている。

(2) 一般の生産企業ことに商品生産企業では、仕入れ資材の価格を低廉にして商品の販売価格との差の最大を求めて利潤の増大をはかる。買いだめ・買い控えを行うことはむしろ常識的な操作であるが、鉄道の経営の本質からすればコンスタントの輸送力を常時維持する必要があるために、所要資材がたまたま割高であるからといって、購入手配時期を延ばすということは、不当であるし、また物価の低落を利用して資材を大量に買いつけて製品のコストを下げて、これを物価の値上りをまって売り出すという一般企業の操作は鉄道事業にとっては行い得ないわけである。あくまで所要時期に間に合わせるために必要にして充分な最少限度の保有を原則とする。購入契約締結を価格の下落をまって、または高騰しない内に急速に行うという操作は、多少の幅をもって実行することは可能ではあるが、その契約の納入時期選択の幅はきわめて限られている。

(3) つぎに鉄道事故は鉄道利用者の生命財産に重大な影響をもたらすために、事故の原因に重大な関係のある資材の購入配給にあたっては、低廉な価格だけを望んで良品の確保を犠牲にすることは許されない。このために国鉄では次のような措置がとられている。

ア 購入契約の際の相手方の選択については日本国有鉄道法第49条但し書きにより公開競争入札の例外が設けられ「緊急な必要がある場合、一般競争入札の方法に準じてすることが不利である場合または政令に定める場合」には、一般競争入札によらないことができることになっており、日本国有鉄道法施行令第25条に、列車または船舶の運行の安全をはかるため、その他のために特殊のまたは高度の技術経験を要するものの確保については、公開競争入札によらないで差つかえない旨が具体的に規定されている。

イ 納品の品質を保証するための慎重な手続としては、第1に製作監督がある。東京・大阪および八幡に総裁直属の製作監督事務所が設置されており「物品の購入契約によって製作を監督する場合、製作監督員は、その物品の品質・構造・形状・製作過程等について、製作監督および検査を行う」(鉄道物品事務規程第18条)ことになっている。第2に用品試験がある。関東地方資材部には中央用品試験所を、その他の8地方資材部には用品試験所を設けており、納品の物理的および化学的試験を行っている。第3に検査がある。「購入契約によって物品を持ち込まれたときは、検査員は・・・検査手続をしなければならない」(同上規程第19条)。

ウ 新しい規格の資材を採用するか否かを審査する機関として、使用物品規格調整委員会(日本国有鉄道使用物品規格調整委員会規程)を中央と地方とに設けている。

(4) 購入について 鉄道資材の購入は多様な用途に使用される広範な品目を、大量に調達するという特色をもつ。「良品を安く」ということが購入事務のモットーであることはいうまでもないが、鉄道資材の特色に應ずるためには一律な購入方式では不十分であることはもちろんである。購入入札方式には、公開競争入札・指名競争入札および随意契約の3つがあるが、その何れがすぐれているかは一概には断定できない。すなわち高度の品質の吟味を要する物品―運転保安に重大な関係をもつ物品―と否と、多額大量に購入すると否と、によって上記契約方式の

何れを適用することが適当かの問題が生ずる。しかしながら鉄道資材は一般に大量に購入することを要求される場合が多いため、購入契約事務を機械的に遂行できる方式が原則として採用されることが望ましい。国鉄は日本国有鉄道法第49条により「公告して一般競争入札の方法に準じ」た入札方法を原則として採用し、例外的に指名競争または随意の契約方式が許されている。公開競争入札の原則の採用は、占領軍の勧告によって当時の経済情勢下で、国鉄が公共企業体として発足したのとほとんど時を同じくしたのであるが、当時は輸送力復旧の緊急の必要にもとづいて、資材の要求は品質よりも数量に重きが置かれたこと、および一般産業経済も安定せず、製品の品質の優劣がメーカー別にいまだ然と区別できなかったことから、この公開競争入札方式を原則とすることが妥当であった。然るに最近では国鉄の輸送力も能率の向上もいちじるしく、また経済の安定と共にメーカー別の製品の品質の優劣が判然と区別できる状態になったことから、価格の低廉を中心として競争をすることに傾き易い公開競争入札の方式をとることを、不適当とする品目が拡大しつつある。この品目については技術的に優良な、営業的に誠実な納入業者群を確保しておく必要が高まっている。

国鉄の資材管理という観点から資材の購入事務について見ると、つぎの3点が問題の中心である。第1は納期でその選択は納入者から見れば納入までの期間の問題であり、資材の運用の面からすれば使用までの貯蔵期間の問題である。契約締結時期から納期までがあまり切迫していることは、価格を不当につり上げられたり、品質の保証が失われる等のおそれがあり、したがって納入までの適当な日数を設けることが望ましい。納期については契約上分割納期・納入指定等の措置があって契約数量が大量に一挙に納入されるのを調節することにしており、大量一括購入に伴う貯蔵数量の増加の欠点を救ってはいるが、物価変動を考慮すると大量一括購入には限界がある。第2は納地で、全国各地に分散納入させるか、中央用品庫的性格の箇所(東京・大阪所在の用品庫)に集中納入をさせるかは、その後の物品の運用にいちじるしい影響をおよぼす。集中納入を行わせるとその後使用各地へ保管転換さすまでの手続に、国鉄自らの手をわずらわすことになるので、所要期が切迫した品目および使用現場が限定されている品目について、使用現場納入が行われることがある。これに反して分散納入は集中納入にくらべて運用の効果が減殺される。第3に品質で、契約の方式・製作監督・用品試験・検収等の定めによって良品の確保がはかられていることはさきに述べたが、この他に不良納入者に対しては契約相手方からの一時的・永久的排除、契約保証金の没収、延滞償金の徴収、カン担保の責任追及等良品質確保の方法が講じられている。

5 資材管理の組織 資材管理の体系を横の広がりと縦の広がりへと大きく分類する。

(1) 横の広がりとは資材管理の体系を組織上の上下関係としてではなく、横の関係として見た場合である。この関係においては資材管理の方式には2つの形が考えられる。その第1は資材を用途別・使用部門別または品種別に分けて、この分類ごとにそれぞれ準備・購買・検査および運用を1つの担当部門において行う方法である。たとえば鋼材類についての準備・購買・運用等の事務を1つの課において行う如きで、その第2は準備・購買・検査および運用等の業務をそれぞれ別個の担当部門において行う方法である。たとえば鋼材について準備事務は準備課において、購買事務は購買課において行う如きである。第1の方法は資材の品目毎の準備・購買・運用等の事務が同一の意思